

令和4年度 事業計画書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

公益社団法人 紀の国被害者支援センター

【 事 業 】

1. 基本方針

○総合的な被害者支援（支援・研修・広報啓発）について

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけでなく、その後に生じる様々な問題により精神的被害等多くの被害に苦しめられます。

犯罪被害者等がこうした被害から回復し、再び平穏な生活を営めるようになるため、電話を受けて支援を行う応答的支援に加え、“犯罪被害者等早期援助団体”として、被害直後から支援のできる危機介入的支援を各支援機関と顔の見える関係で連携し、ニーズに応じた

○総合的な支援活動（公益事業Ⅰ—支援）を、

○その支援を支える「人づくり事業（公益事業Ⅱ—研修）」を、

○「被害者支援の必要性を広く県民の皆様方に正しく知っていただく広報啓発活動（公益事業Ⅲ）」に取り組みます。

併せて財務委員会と連携した「自主財源確保事業（ファンドレイジング）」に取り組みます。

2. 事業内容

公益事業【Ⅰ】—支 援

（被害者等のニーズに応じた直接的支援等の各種支援事業）

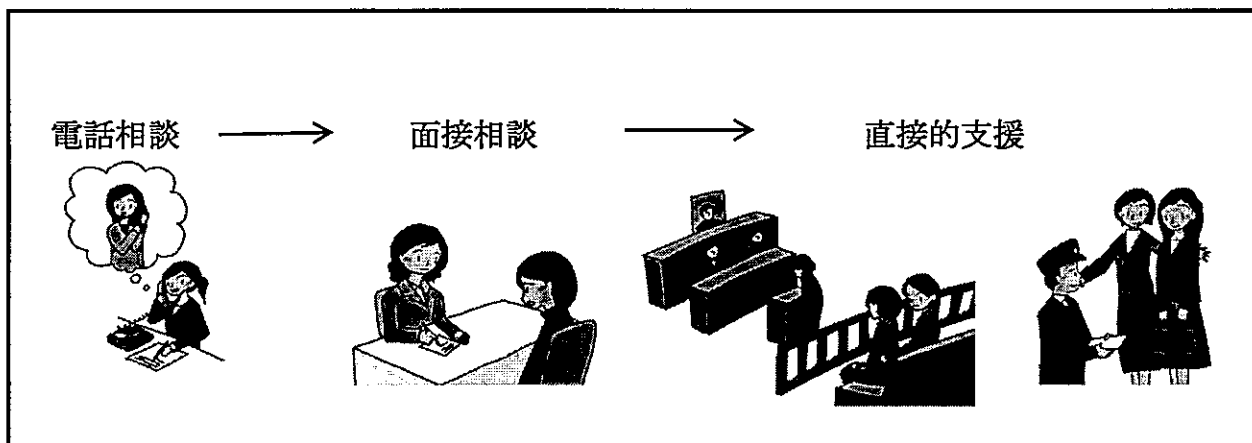
～「犯罪被害者等早期援助団体」として、電話を受けてから支援を開始する応答的な支援に加えて、被害者等のニーズの高い被害直後に警察から情報を受けて支援を開始する「危機介入的な支援」に、県内の各支援機関と顔の見える関係で連携し総合的且つニーズに応じた決め細やかな被害者支援に取り組みます。

（「支援」事業の主な内容）

- ① 相談事業（電話・面接）及び直接的支援の実施
- ② 1日移動無料相談（橋本市・田辺市）の実施
- ③ 全国被害者支援ネットワークとの連携
- ③ その他

＜主な事業の実施計画＞

(1) 支援（電話相談・面接相談・直接的支援）事業



(2) 1日移動無料相談の実施計画について * [預保納付金]事業

実施日	実施場所	備考
5月14日(土) 10:00～16:00	橋本市教育文化会館	・弁護士・臨床心理士各1名及び犯罪被害談員等に対応する。 ・臨時電話の架設
5月28日(土) 10:00～16:00	田辺市民総合センター	
10月15日(土) 10:00～16:00	橋本市教育文化会館	
10月29日(土) 10:00～16:00	田辺市民総合センター	

公益事業【Ⅱ】－研 修

(支援を支える支援活動員の養成及び支援員のスキル向上研修事業)

(「研修」事業内容)

- ①「支援活動員養成講座」(前期・後期・専門)各コース(21期生)の開催
- ②継続研修(1～19期生の支援スキル向上研修)の開催
- ③フォローアップ研修(20期生)の開催
- ④全国被害者支援ネットワーク主催の近畿ブロック研修(所管：兵庫－上半期・京都－下半期Aプログラム)・全国研修(東京)への人材派遣
- ⑤支援に携わる地方公共団体職員の人材育成1日「特別研修」の開催
- ⑥その他

<主な事業の実施計画(案)>

- (1) 第21期「支援活動員養成講座」の開催 * [預保納付金]事業
 1. 開催日時：前期コース：6月11日・18日・25日(3日間・毎土曜日)
後期コース：7月2日・9日(2日間・毎土曜日)
専門コース：8月20日・9月10日・10月22日・11月12日・
12月17日・1月14日(6日間・毎土曜日)
 2. 会 場：前・後期・専門各コース
(和歌山県民文化会館6F 特別会議室B)
 3. 募集人員：前期コース初日(6月11日)のみ公開講座 50名
：前期2日目以降及び後期・専門コース 30名
 4. 講座内容：プログラム内容は犯罪被害者支援に関する[入門編及び初級編]となっています。
- (2) 「継続研修」－1～19期生の支援スキル向上研修の開催
 1. 開催日時：5月19日(木)・8月25日(木)・11月24日(木)1月19日(木)3月23日(木)
 2. 開催場所：和歌山市中央コミュニティーセンター

- (3) 「フォローアップ研修 (20期生)」の開催
1. 開催日時：5月7日(土)・7月23日(土)・8月27日(土)9月3日(土)・12月3日(土)
 2. 開催場所：和歌山市北コミュニティーセンター
- (4) 全国被害者支援ネットワーク主催「近畿ブロック研修」(上半期・下半期Aプログラム)への人材派遣
1. 「上半期」研修 所管：ひょうご被害者支援センター
派遣人員：2名(予定)
 2. 「下半期Aプログラム」研修 所管：京都被害者支援センター
派遣人員：2名(予定)
- (5) 全国被害者支援ネットワーク主催「全国研修」への人材派遣
1. 開催日時：令和4年10月予定(2泊3日の宿泊研修)
 2. // 場所：東京都内
 3. 派遣人員：1名(予定)
- (6) 被害者支援に携わる地方公共団体の人材育成 * [預保納付金]事業
～「犯罪被害者支援に特化した条例」制定が進展する中で、被害者支援についての知識と支援スキルを身に付けて頂く市町村犯罪被害者支援担当者を対象にした1日「特別研修」の開催
1. 開催日：令和4年10月予定
 2. 開催場所：和歌山県民文化会館6F 特別会議室B
(有田地域以南の市町村は地元で受講)
 3. 研修手法：Zoom研修を取り入れる

「公益事業【Ⅲ】—広報啓発

(被害者等の現状や支援の必要性を広く県民に知らせる事業)

～多様な広報媒体を利用して犯罪被害者支援の意義・必要性、被害者等の置かれている状況を県民に広く正しく理解していただく、知っていただくための広報啓発事業を実施します。

(「広報」事業内容)

- ① 県「人権フェスタ」への参加
- ② 命の授業—県内の中高生を対象に「命の大切さを学ぶ教室」の開催
- ③ 広報啓発ツール（「広報誌」含む。）の制作
- ④ 各種団体からの依頼による講演活動
- ⑤ 街頭での広報啓発活動
- ⑥ その他

<主な事業の実施計画>

実施計画 (1)

ビッグホエールで毎年開催される「人権フェスタ」への参加
(センターの専用ブースを設置)

実施計画 (2) 県警察との共催事業

命の授業—県内の中高生を対象に「命の大切さを学ぶ教室」の開催
(県内外の遺族の方を講師に、中学校・高等学校併せて10校を予定)

実施計画 (3) 各支援機関（県・県警察・市町村）との連携事業

街頭広報啓発の実施

ファンドレイジング（自主財源確保事業）

～団体運営の自立に向けた仕組みづくり～

1. ファンドレイジング事業について

令和4年度「ファンドレイジング」事業の実施について

～自主財源の確保は、被害者支援活動を継続的に実施していく上で大切な役割を担っていることに鑑み、下記の通り「財務委員会」・「ファンドレイザー」が連携して、自主財源の確保に取り組みます。

記

1. 体制

- 財務委員会（大谷理事長・村田副理事長・岡理事・上野理事・土橋監事・山本監事）
- ファンドレイザー（木村敦夫 10期生「直接支援員」）

2. 確保手段

- ① <確保手段Ⅰ>：「正会員・賛助会員及び寄附者」の確保
- ② <確保手段Ⅱ>：「支援自販機」の設置
- ③ <確保手段Ⅲ>：「ホンデリング」の実施
- ④ <確保手段Ⅳ>：街頭募金の実施と「支援募金箱」の設置
- ⑤ <確保手段Ⅴ>：「金券d e支援」の実施

3. 実施スケジュール

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ・4 ～ 6月 | ファンドレイジング実践 |
| ・7 ～ 9月 | 〃 |
| ・10 ～ 12月 | 〃 |
| ・1 ～ 3月 | 「赤い羽根共同募金会との連携募金活動」及び実施結果のまとめ |

管理的業務

- ①管理業務（総務・人事・公益会計等）
- ②その他

3. 主な行事予定表

事業名	実施事項	実施時期	実施内容
会務運営	総会	定時社員総会	決算の承認等 (6月) *事業終了後3ヶ月以内
		臨時社員総会	予算の承認等 (3月) *事業開始前
	理事会	年間	6月・3月
公益事業Ⅰ－支援－ (被害者等のニーズに応じた直接的支援等の各種支援事業)			
相談活動の推進	電話相談	年間	電話相談日： ・月～金 (10:00～16:00) ・土 (13:00～16:00) *日・祭日・年末年始は除く 但し、センターが休みの日でも全国被害者支援ネットワークが東京都内に開設する「電話相談サポートセンター」(年末年始を除く 7:30～22:00)からの電話相談情報が入ります。 ☎ 057-783-554 (なやみは ここよ)
	面接相談	年間	随時、相談者の要望等に応じて実施
	1日「移動無料相談」の実施	紀北2回 (橋本市) 5/14・10/15 紀南2回 (田辺市) 5/28・10/29	県内どこで被害に遭っても被害直後から支援が受けられる体制づくりのための活動 -「1日「移動無料相談」(弁護士・臨床心理士と連携)の実施
直接的支援活動の推進	付添い支援	年間	支援プランに基づいて病院・裁判所等への付き添い支援の実施
	物品の供与 又は貸与	年間	随時、再被害防止のための「防犯ブザー」等の貸し出し

	日常生活支援	年 間	随時、必要に応じて被害直後の被害者等 に対して日常生活のお手伝い等の実施
	給付金申請手 続きの補助	年 間	随時、給付金申請手続きを行うための補 助業務の実施
	支援の充実	年 間	「支援会議」の開催（月1回）
	委員会活動 その他	年 間	・「支援委員会」の開催（年3回） ・委員会活動の展開
公益事業Ⅱ－研 修－ （支援を支える支援活動員の養成及び支援員のスキル向上研修事業）			
直接支援員等の 養成及び研修の 実施	養成講座	年 間	21期「支援活動員」養成講座の開催 ・前期－入門編 3日間 ・後期－入門編 2日間 ・専門コース 6日間 *「県民文化会館」で開催（予定）
	研 修	年 間	継続研修 *1～19期生対象
		年 間	フォローアップ研修 *20期生8名対象
		年 間	近畿ブロック研修・全国研修への人材派遣 ・近畿プロ研修（1泊2日） （所管センター前期：兵庫/後期：京都） ・全国研修（東京都：2泊3日）
	年 間	1日特別研修 *市町村職員対象研修 10月中旬予定	
委員会活動	年 間	・「研修委員会」の開催（年3回） ・委員会活動の展開	
公益事業Ⅲ－広報啓発－ （被害者等の現状や支援の必要性を広く県民に知らせる事業）			
	広報活動	年 間	・街頭啓発活動の展開 ・多様な広報媒体を利用した広報

広報・啓発活動の 展開	啓発活動	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・「命の授業」の開催 ・「人権フェスタ」への参加 ・全国一斉街頭募金等の実施等
	委員会活動	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報委員会」の開催（年3回） ・委員会活動の展開
<p>その他－ファンドレイジング事業 （団体運営の自立に向けた仕組みづくり）</p>			
<p>ファンドレイジングの実施 財務委員会・ファンドレイザーが連携した自主財源確保に取り組みます。</p>			

報告事項

(1) 理事の選任について

理 事

	氏 名	
理 事	川崎 力夫	新 任

＜略歴＞

1. 氏 名	川崎 力夫
2. 生年 月日	昭和 31 年 10 月 15 日
3. 住 所	和歌山市北島 466 番地の 1 河鶴マンション 2-302
4. 経歴・職歴	
昭和 50 年 3 月	和歌山県立新宮商業高等学校商業科 卒業
昭和 50 年 4 月	和歌山県巡査拝命
昭和 58 年 4 月	和歌山県巡査部長昇任
平成 8 年 4 月	和歌山県警部補昇任
	湯浅警察署生活安全刑事課企画係長
平成 10 年 4 月	警察本部刑事部捜査第二企画係長
平成 16 年 4 月	警察本部刑務部警察相談課（現 広報県民課）
	犯罪被害者支援係長
平成 29 年 3 月	和歌山県警察退職
平成 29 年 4 月	和歌山県警察（警部補）再任用
	現在に至る。

(2) 事務局長の任免について

1. 令和4年4月1日付で「川崎 力夫」理事を事務局長に任じます。
2. 令和4年3月31日付で「浅利 武」理事の事務局長を免じます。

